

(情報共有・報告)

静岡県自転車道等設計仕様書の見直し

静岡県自転車道等設計仕様書の見直し

- ・令和7年度時点で県内の自転車通行空間の整備に関する仕様として『静岡県自転車道等設計仕様書』と『安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン』の2種類が存在していた。
- ・令和7年度の安推連会議にて今後の自転車通行空間の整備は「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づくことを確認し、残された「静岡県自転車仕様書」の取り扱い(廃止または参考資料化 等)については、令和8年度に確認・検討を行うこととした。
- ・令和8年度は“実際に自転車通行空間の整備を行っている方”からの意見をアンケートにより収集、その結果を踏まえて今後の取扱いについて結論を出す方針としたい。

令和7年度 安推連資料

静岡県自転車道等設計基準の見直しについて

資料7

『静岡県自転車道等設計仕様書（以下、静岡県自転車仕様書）』は、『安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（以下、自転車ガイドライン）』が策定される前に、道路管理者が自転車走行空間を設計する際に、特にわかりにくい箇所や静岡県内で統一を図りたい箇所についての考え方を整理し、統一した自転車通行空間の整備を図ることを目的として、2011年2月に策定された。

一方、自転車ガイドラインは2012年11月に策定、これまでに2回改定され、2回目の改定では、これまで静岡県自転車仕様書が担ってきた具体的な整備事例等が記載された。また、近年、各地で自転車通行空間の整備が進み、NCRなどインバウンド対応も鑑み全国統一ルールで整備することが望ましい。

○ これからの静岡県内の自転車通行空間の整備は「自転車ガイドライン」に基づき整備を実施する。

○ 「静岡県自転車仕様書」の取り扱い(廃止または参考資料化 等)については、令和8年度に確認・検討を行う。

■ 静岡県自転車仕様書

～これまで～

静岡県内の自転車道通行空間の整備は静岡県自転車仕様書を基に実施

2011年2月 策定

↓

2012年2月 改訂

↓

2014年3月 改訂

↓

2018年3月 改訂

↓

2022年3月 改訂

↓

廃止

※今後の取り扱いについては、令和8年度に確認・検討を行う

■ 自転車ガイドライン および 道路構造令

自転車ガイドライン 2012年11月 策定

↓

自転車ガイドライン 2016年7月 改定

↓

道路構造令の解説と運用 2019年3月 改正

↓

自転車ガイドライン 2024年6月 改定

～これから～

静岡県内の自転車道通行空間の整備は自転車ガイドラインを基に実施

【参考】自転車ガイドライン これまでの経緯（ガイドラインの改定等）

2007	● 道路交通法の改正 →歩道通行の可能要件が明確化	
	● 「自転車安全利用5則」を決定 →自転車は、車道が原則、歩道は例外 等	
2012	● みんなにやさしい自転車道—安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた提言—（2012.4）	
	● 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」 →自転車ネットワーク計画の作成方法や自転車通行空間の設計の考え方等を提示	
2013	● 道路交通法の改正 ・自転車等の軽車両の路側帯通行に関する規定等を整備	
2016	● 「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた提言（2016.3）	
	● 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(改定) →暫定形態の積極的な活用 路面表示の仕様の標準化 等	
2017		・ 自転車活用推進法が施行（2017.5）
2018		・ 「自転車活用推進計画」(第1次)が閣議決定（2018.6）
2019	● 道路構造令の改正（2019.4） ・ 自転車通行帯の新設 ・ 自転車道の設置要件の明確化	
2021	● 警察庁通達：良好な自転車交通秩序の実現を目的とした総合的な対策を推進（2022.1）	・ 「自転車活用推進計画」(第2次)が閣議決定（2021.5）
2024	● 道路交通法の改正 →ながらスマホの禁止や飲酒運転に対する罰則の整備 等	
	● 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(改定) →道路空間再配分等による通行空間整備の例示 自転車専用通行帯における路上駐停車対策の強化 等	

【出典】安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン ガイドライン概要説明資料抜粋
<https://www.mlit.go.jp/road/road/bicycle/pdf/point.pdf>

令和8年度の進め方(案)

①アンケートによる意見収集

これまでに“静岡県自転車仕様書”を用いて、自転車道の設計に関わっていた方への意見収集

・現在“自転車通行区間の整備”を行っているか。

・行っている場合に採用している設計基準は県と国のどちらか。

・これまでの設計基準で分からなかったは箇所はあるか。

等「実態を把握するためのアンケート」による意見収集を実施

※アンケート資料案は次ページに整理

②意見集約・整理

実態を踏まえ県仕様書で残すべき箇所の抽出整理

③整理結果の報告

冬の作業部会 2027/2月頃

今後の「静岡県自転車仕様書」の取り扱いについて報告・承認

静岡県自転車道等設計仕様書の見直し

■ 自転車通行区間の整備の実態把握アンケート(案)

回答者属性: 所属・役職・氏名・連絡先

設問	回答	備考
問1: 自転車通行区間の整備検討を実施したことがあるか？	①実施したことがある(または実施している) ②実施したことがない	
問2: 自転車通行区間の整備検討の際に採用している設計基準はなにか？ (問1で①と答えた方)	①静岡県自転車道等設計仕様書 (略称: 県仕様書) ②安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン (略称: 国ガイドライン) ③上記以外の設計基準 (具体的な名称の回答をお願いします)	複数回答可
問3: 採用した設計基準に基づき検討を行った際に不明瞭な箇所があったか？	①不明瞭な箇所が多くあった ②不明瞭な箇所が少しあった ③不明瞭な箇所は無かった	
問4: 不明瞭な箇所に対してどのように対応を行ったか？ (問3で①と答えた方)	○自由回答 例) 他の設計基準を参照した 例) 関係者と協議の上決定した 等	より具体的な内容を 頂きたい
問5: 静岡県において今後の自転車通行空間の整備は「安全で快適な自転車利用 環境創出ガイドライン」(国ガイドライン)に基づき進めるうえで、ご意見があれば 頂きたい。	○自由回答	

※アンケートについては関係機関と協議の上、内容を調整し配布いたします。